

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(カ) 雑誌等を通じた広報

(キ) 事業者の実施事項についての指導援助

(ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

第1回 化学物質管理強調月間

2025（令和7）年2月1日～28日

化学物質管理強調月間スローガン

正しく理解 正しく管理

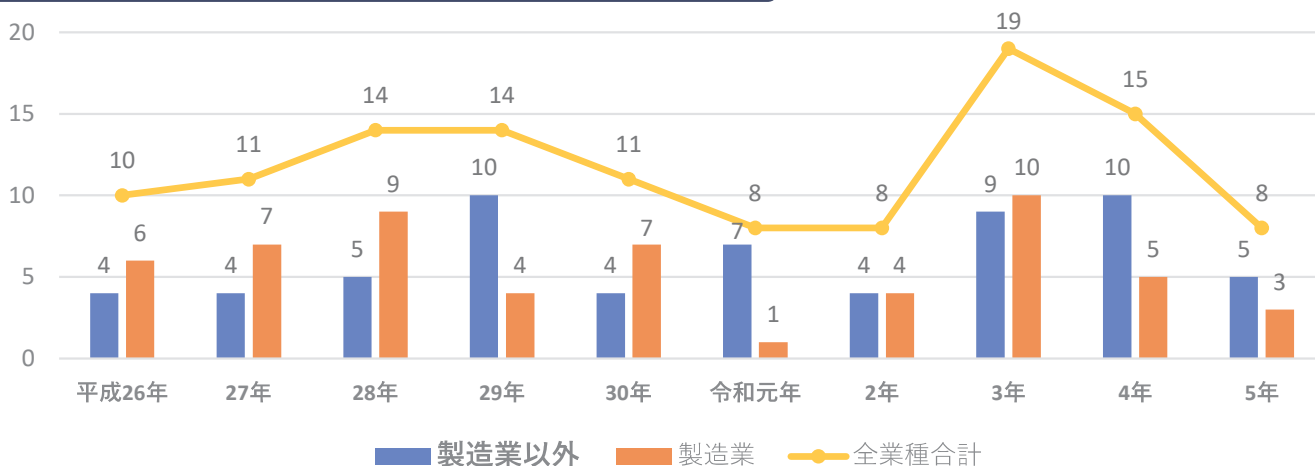
化学物質と向き合おう



職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われていています。そのうち、人間や環境に対する危険性・有害性を有する化学物質は約3,200程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、本年4月から施行しています。また、環境省では、国際的な潮流も踏まえつつ、持続可能な社会の実現に向け、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進すること等により、環境の保全上の支障の未然防止を図っているところです。

この度、新たな化学物質管理にかかる国際的な動きや化学物質規制が幅広い産業に適用されることを契機とし、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、環境省の協力のもと、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理強調月間を創設します。本月間は令和7年2月を第1回とし、毎年2月に「化学物質管理強調月間」を実施いたします。

福島県内における有害物質等との接触災害の発生状況



令和5年 有害物質等との接触災害の発生状況

番号	業種	発生状況
1	農業	倉庫内で石油ストーブをつけて農機具のメンテナンスを行っていたところ、一酸化炭素中毒を発症した
2	医療保健業	研修で、医療用レーザー光線をクリアファイルにはさんだ練習用紙に照射したところ、跳ね返ったレーザーが目に入り眼障害を発症した
3	電気機械器具製造業	工場内で塗装作業を行っていた工事業者が使用していた塗料の蒸気を吸い込み有機溶剤中毒を発症した
4	建築設備工事業	集塵機内部で保温材の撤去作業中、保温材が荷崩れし、その際に発散した粉じんを吸い込み化学肺炎を発症した
5	クリーニング業	業務用洗濯機の洗剤である次亜塩素酸ナトリウムを希釈しないまま計量カップに入れたところ、あふれ出し、手に皮膚障害を発症した
6	メッキ業	メッキ層の配管を硫酸で洗浄したところ、逆流した硫酸の飛沫が顔にかかり、皮膚・眼障害等を発症した
7	商業	アルカリ洗剤を噴霧し調理器具を洗浄していたところ、噴霧した洗剤が跳ねかえり、手に接触し皮膚障害を発症した
8	保育園	次亜塩素酸ナトリウムの原液で浸してあった雑巾を洗濯機に投入する作業を行っていたところ、呼吸器障害、頭痛、嘔吐を発症した

化学物質管理強調月間にすべきこと

- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【中央労働災害防止協会ホームページ】

「第1回化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



【厚生労働省ホームページ】

新たな化学物質規制など職場における化学物質対策についての情報を掲載しています

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei03.html



【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制の情報についてわかりやすく掲載しています

<https://www.cheminfo.johas.go.jp/>



【環境省】

「化学物質アドバイザー制度（無料）」の利用に係る情報が掲載されています

www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であることを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p>労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</p> <p>Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p>建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</p>	

R6. 4. 1 時点



R7, R8 追加分



Q&A



マニュアル



<p>④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</p> <p>Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	
<p>⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時 SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q15-1 入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。</p> <p>Q15-2 ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p>	
<p>⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&A の 11 ページ以降に記載の No. 2-2-1, 2-2-2 をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&A</p>	
<p>⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q13-1 SDS はいつ交付しなければならないのか。</p> <p>Q13-2 ホームページで SDS を提供しても良いか。</p>	